
政治改革に関する提言

1993年2月

社団法人 関西経済同友会
基本問題部会

政治改革に関する提言

第一章	提言の骨子	1
第二章	提言	4
	はじめに	4
	1. 政治資金制度の改革	5
	2. 選挙制度の改革	7
	3. 国会の改革	9
	おわりに	12
	基本問題部会名簿	13
第三章	アンケート集計表	14
	アンケート発送先名簿	21

第一章

提言の骨子

政治改革に関する提言の骨子

1. 政治資金制度の改革

①政治資金規正法の罰則を強化

- ・不正な政治資金の受領に対しては、資金の没収、追徴、公民権の停止。
- ・会計責任者や秘書だけでなく政治家本人の責任を追及。

②政治資金収支の透明性を確保

- ・政治資金は政治家が指定する一つの資金調達団体を介すること。
- ・年間1万円超の献金についての出所の明確化。

③政治資金に対する監視体制を強化

- ・中央と地方に分かれている政治資金収支報告の管理を一元化。
- ・一元化された機関に収支報告書の内容についての調査権限を付与。

④政党法の制定と公的助成制度の導入

- ・政党法を制定と、要件を充たしている政党に公的助成を行うことを支持。

2. 選挙制度の改革

①衆議院議員の選挙制度を小選挙区制に

- ・小選挙区の導入を基本とし、これに比例代表制を加味した選挙制度。

②選挙違反に対する罰則・制裁の強化

- ・重大な選挙違反が行われた場合は、連座制の拡大、当選無効による被選挙権の一定期間の停止といった規制の強化。

③衆議院議員の定数の削減と定数是正の自動化

- ・衆議院議員の総定数を471以下に削減。
- ・定数削減による余剰資金は公的助成、政策スタッフ充実のための原資へ。
- ・一票の格差が最大でも2倍未満となるよう、国会議員を除く第三者機関に委任し、国勢調査に基づき5年毎に都道府県毎の総定数の改定と、その中での選挙区画の変更を決定する自動改正ルール の制定。

④近代的な政党への脱皮

- ・政策立案力の強化、派閥の弊害の解消、族議員への反省、当選回数による序列から能力主義への転換、個人的な関係に依存した選挙地盤の継承への反省。

⑤国民意識の改革と政治的成熟度の向上

- ・国民意識の改革と政治的成熟度の向上。

3. 国会の改革

①政策討議を中心とした国会の運営

- ・一方通行の質疑応答や空洞化した審議の回避。
- ・国対政治による与野党間の行き過ぎた事前調整の回避。
- ・政府委員による答弁を削減。
- ・党議による発言の拘束を緩和。
- ・野党対案の並行審査。
- ・審議未了廃案の原則を見直し、重要法案は継続審議。

②議員立法の促進

- ・政策スタッフの充実や政府情報の積極的な公開。
- ・行政改革・地方分権などの民意を国政に反映。

③国会運営の能率化・効率化

- ・予算委員会への大臣全員の出席義務など非効率な慣例の見直し。
- ・表決に押しボタン式投票制度の導入。
- ・機動的な会期延長や臨時国会の招集。

④参議院としての独自の機能の発揮

- ・衆参両院にまたがる党議拘束の緩和。
- ・長期総合的案件の参議院先議。
- ・縦割り行政の弊害を是正していくために行政組織横断的な常任委員会の設置。
- ・参議院議員の選挙制度の改革。

⑤テレビ中継など情報発信の充実

- ・テレビ中継の一層の自由化と充実を。
- ・新聞はホットイッシュュだけでなく委員会ごとの詳細な報道を。

今国会で抜本的な政治改革を見ない場合は、広く国民の意思を反映させた首相に対する第三者諮問機関（政治家は除く）を設置し、国会がその答申を尊重した立法を行うこと。

（以上）

第 二 章

提 言

はじめに

冷戦の終了とわが国の国力の増大に伴い、国際社会はわが国が大国としての役割と責任を積極的に果たすことを求めている。また、国内においては、成長指向や効率優先主義から、生活者の利益重視へと国民意識が変化している。国際環境が激変し、国民意識が変化するなかで、これまで積み上げてきた政治システムや政策目標の延長線上に、わが国の明るい未来を描くことはできない。

わが国の政治は、外交をはじめ国家全体の方向に関する重要な問題を、自らの課題として真剣に受け止める感覚を失ってきたし、日本の進路に対する国家的な政治的意思の決定を避けてきた。また、政治は、中央集権の縦割り行政制度を通じて選挙区や業界と密接に結び付くことで、国民全体の利益よりも個別の利益を強く代表している。

政党や派閥の拡大・延命が自己目的と化すなかで、国民の民主政治に対する失望感が広がっている。スキャンダルの発生は、政治に対する国民の信頼をますます傷つけている。日本新党、シリウス、平成維新の会など、新たな政治勢力の活動は、既成の政治・政党のあり方に対して大きな警鐘を鳴らすものである。

新しい国際環境のもとでわが国が名誉ある地位を占めるために、21世紀に向けて新たな発展の礎を築くために、そして政治に対する国民の信頼を回復するために、政治の抜本的改革について、政治資金、選挙制度、国会のあり方に関し、以下を提言する。

基 本 問 題 部 会
部 会 長 山 本 信 孝
井 上 義 國

1. 政治資金制度改革

議会制民主主義のもとで国民の意思は、その代表によって組織される議会を通じて、国家意思の決定に反映される。政治活動は、政策を実現するために国民に対する普及宣伝を通じてその理解を求め、最終的には選挙において国民の支持を獲得することを目的として行われる。

本来、政治活動に必要な政治資金は、国民が民主政治の健全な発展を希求して拠出する浄財である。この点、政治資金は民主主義の必要経費であると言え、その拠出は政治参加の一つの手段でもある。

しかしながら、近年、政治にかけられる資金があまりにも巨額になったことや、その実態が非常に不透明なこと、違反行為に対する罰則が甘いこと、また政党によっては企業・団体の献金に負いすぎているという問題がある。度重なる不祥事の発生とあわせ、政治とカネのあり方を巡り、また政治とカネのあり方を政治家が改革しようとしないうちに国民の強い政治不信がある。

国政を負託された政治家は、国民の代表としての立場を認識し、自らに政治倫理の遵守を厳しく課すべきである。加えて、政治資金のあり方を、民主政治の健全な発展のための財政基盤という、本来の姿に戻すための仕組みを作る必要がある。もっとも、政治とカネの関係は、わが国の政治・行政システム全体と深く結び付いている。政治資金制度改革は、後述の衆議院議員の選挙制度などの改革と相俟って行うことが必要である。

第一は、政治資金規正法の罰則を強化することである。

政治資金についての規制の実効性を担保するためには、政治資金規正法違反に対する罰則を強化する必要がある。現在は禁固及び罰金という罰則が設けられているが、不正な政治資金の受領者に対しては、資金の没収または追徴を課すとともに、公民権停止など厳しい制裁措置を講じるべきである。また、会計責任者や秘書に責任を押し付けるのではなく、政治家本人の責任を問えるようにすべきである。

第二は、政治家の政治資金収支の透明性を確保することである。

現在の制度のもとでは、100万円以下の献金であれば公開の必要がなく、政治団体の数も制限されていない。このため、いくつもの政治団体に献金を分散することで、違反のがれや寄付者隠しが行われているとされ、政治資金規正法はザル法とさえ呼ばれている。政治資金は、政治家が指定する一つの資金調達団体を介するものとし、企業・個人とも年間1万円超の献金については、その出所を明らかにするよう公開基準を引き下げるべきである。

第三は、政治資金に対する監視体制を強化することである。

現在、政治資金収支報告書は政治団体の活動区域に従い、自治省及び都道府県の選挙管理委員会の二元管理となっている。そのため政治資金の監視体制が弱められている。また自治省および選挙管理委員会には、収支報告書の内容について調査する権限が与えられていない。収支報告の管理を一元化して監視の実効をあげるとともに、一元化された機関に収支報告書の内容について調査する権限を与えるべきである。

第四は、政党法の制定と公的助成制度の導入である。

政治活動は公的性格を有している。政界が自浄能力を発揮することを大前提として、政党政治・民主政治の健全な発展を期するために、政党法を制定して、一定の要件を充たしている政党に対して、公的助成を行うことを支持する。ただ、政治資金の総額は抑制されるべきであるが、他方、個人献金、企業・団体献金、政党の事業収入、公的助成金、これら四つの原資それぞれの間でバランスをとり特定の原資に偏らないことが望ましい。公的助成金の使途の監査は、エビデンスによるなど会計原則に基づいて行われるべきである。

2. 選挙制度の改革

衆議院議員の選挙は、主権者である国民の代表を単に選出するだけでなく、どの政党が政権を担当し、どの政策を国策とするかを決定する機能をもっており、民主政治の根幹をなしている。そのためには、選挙が民主的でかつ有意義なものでなければならない。しかし、現在の中選挙区制のもとでは、以下のような弊害が顕在化するなか、この原則が守られているとはいいがたい。

政権党となることを目指す限り、同一選挙区に同一政党から複数の候補者が立候補することとなる。このため、選挙における政党の機能が低下し、政党間の政策の争いというよりも、派閥や個人同士の争いが中心となっている。公約や政策が形骸化するだけでなく、政治における責任の所在が曖昧となっている。

候補者と有権者との個人的な関係に依存しがちな選挙運動や政治活動は、買収・供応といった選挙違反を引き起こすとともに、資金調達に無理を生んでいる。中央の権限を活用して、出身選挙区や特定の業界の利益を優先する利益誘導型政治、金権政治が作りだされている。政治家が票集め、カネ集め、地元へのサービスに忙殺されることは、政治家としての本来の任務を果たすことを困難にしている。

こうした政治の矮小化は、国家的見地に基づく政策の実現を困難にするだけでなく、既得権の擁護を通じて財政改革、行政改革、地方分権の推進を妨げている。また、与野党勢力の固定化は、政治における緊張感を失わせて、政治腐敗の一因となっているだけでなく、野党を自ら責任を負わず批判だけで済ませる抵抗政党に甘んじさせている。

さらに、議員1人あたりの有権者数に衆議院で約3倍もの格差がある。憲法は法のもとでの平等を定めているが、一人一票・一票一価という投票価値の平等の原則は確保されていない。また、選挙違反に対する罰則は甘く、選挙裁判の進行も遅い。

政治を国家的見地に立った政策本位とし、政権交代の可能性を高め、多様な民意を国政に反映させ、高い見識と実行力ある政治家を輩出させ、そして、選挙を公明で公正なものとするためには、選挙制度の抜本的な改革が必要である。

第一は、衆議院議員の選挙制度を小選挙区制に切り替えることである。

小選挙区制は、政党・政策本位の選挙を実現させ、政権交代を可能にする二大政党制を生みやすくする。その反面、死票が多く少数意見が選挙結果に反映されにくいという問題がある。比例代表制では多様な民意が選挙結果に反映されるが、小党分立となり政権が安定しないという欠点がある。このため、新しい選挙制度は小選挙区制の導入を基本とし、これに比例代表制を加味した制度とすべきである。

第二は、選挙違反に対する罰則・制裁の強化である。

国会議員は最も清廉性、公正さを要求されるポストである。政治倫理の確立が度々叫ばれながらも違反行為が繰り返される現状では、法による強制的規制に頼らざるを得ない。法の抑止力を高めるためには、議員の政治生命に重大な影響を及ぼす規制を設けることがより効果的である。重大な選挙違反が行われた場合は、連座制の拡大、当選無効による被選挙権の一定期間の停止といった規制の強化が必要である。

第三は、衆議院議員の定数の削減と定数是正の自動化である。

公務員の削減が進んでいるなか、衆議院議員の定数も現在の511から公職選挙法の本則の471に戻し、さらに削減していくべきである。議員総定数の削減による余剰資金は公的助成、政策スタッフ充実のための原資として活用されてよい。また、都市部に薄く農村部に厚い定数配分は、選挙権の平等を確保していないだけでなく、国政の優先順位を歪めている。国会議員を除いた第三者機関に委任し、一票の格差が最大でも2倍未満となるよう、国勢調査に基づき5年毎に都道府県毎の総定数の改定と、その中での選挙区画の変更を決定する自動改正ルールの制定が必要である。

第四は、近代的な政党への脱皮である。

国政選挙における投票率の低さ、支持政党を持たない有権者の増大は、政治・政党のあり方と国民感覚の遊離を物語っている。この点、都市人口の増大、国民意識の生活重視への変化、そしてイデオロギー対立の終焉に対して、積極的に対応することが急務である。また、各政党は旧弊を打破し、党利党略にとらわれない、真の意味での国民の利益の向上を目指す近代的な政党に脱皮していくべきである。政策立案力の強化、派閥の弊害の解消、族議員への反省、当選回数による序列から能力主義への転換、個人的関係に依存した選挙地盤の継承への反省が、特に期待される。

第五は、国民意識の改革と政治的成熟度の向上である。

国民は、何を基準に政治を選択しているかについて、真剣に考える必要がある。利益誘導型の政治を選択するなら、政党も議員も政府もそのレベルに落ち込んで行く。カネのかかる選挙、議員の地元サービスの行き過ぎ、政治腐敗などの問題は国民にもその責任がある。小選挙区制のもとでは、議員と有権者の関係がより密接なものになると予想される。それだけに、国民一人一人は、自らの意識改革と政治的成熟度の向上により、わが国の新しい政治を築いていかなければならない。

3. 国会の改革

憲法は「国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動する」という代表民主制の理念を宣言するとともに、国政のうえで国会の意思が十分に尊重されなければならないという政治理念を「国会は国権の最高機関である」という表現で規定している。

しかし、国会がその本来の役割を果たしているとはいいがたい。議院内閣制のもとでは、政府と与党との結び付きが強くならざるを得ないとしても、現在、国会で通過する法案は政府提出法案が大部分を占めており、国会としての意思が十分に反映されていない。また政府案に対する社会党の賛成率が9割を超え、僅か1割足らずが対決法案であるとされており、野党が建設的な批判能力を発揮しているとは言えない。

国会運営が分かりにくく、かつ非効率であること、形式的な質疑応答に終始している委員会審議の実りの少なさ、国民不在とも言うべき密室での国対政治の行き過ぎ、特定の案件について抵抗することで存在意義を示そうとしているかに見える野党の姿勢などは、国会の権威を損ねているだけでなく、政治に対する国民の不信・不満の大きな原因となっている。

国会は機動力にも欠けている。湾岸危機の際に国会の召集が大幅に遅れたため、わが国が国際社会の一員としての役割を迅速に果たすことができなかったことは記憶に新しい。また、今般、景気の後退が進むなかで景気対策を求める声が高まったにもかかわらず、補正予算の成立は遅れに遅れ、年末にずれ込んだ。このため、景気の一段の落ち込みを回避することができず、国民生活は大きな影響を受けている。

重要課題が内外に山積するなか、その解決のために国会に課せられた役割と責任は大きい。与野党議員は国民の負託に応えるために、良識と自覚そして強い責任感をもって国会のあり方を改革し、真の意味での国権の最高機関に再生していくべきである。

第一は、政策討議を中心とした国会の運営である。

国会は言論の府としての機能を発揮すべきである。国策は議員相互の活発な討議を通じて形成すべきもので、一方通行の質疑応答や空洞化した審議は避けるべきである。そのためには、国対政治による与野党間の行き過ぎた事前調整を改めて、委員会の自主性・独自性を発揮すること。政府委員による答弁を削減すること。党議による発言の拘束を緩和すること。政府・与党案に反対であれば、野党は対案を提出するものとし、法案を並行して審査すること、などが必要である。また、審議未了廃案の原則を見直し、会期内に採決に至らなかった重要な法案は継続審議とすべきである。

第二は、議員立法の促進である。

政策討議を促進し、国会が立法機関としての本来の機能を発揮するためには、議員立法の促進が求められる。そのために、政策スタッフの充実や政府の持つ情報の積極的な公開により、議員・政党の政策立案能力を強化していく必要がある。行政改革・地方分権など官僚の抵抗により進展していない案件については、議員立法により民意を国政に反映させることが強く期待される。ただし、議員立法の促進が大きな政府につながってはならない。国家予算の増額を伴うものは立法案件として適切ではない。

第三は、国会運営の能率化・効率化である。

国会では審議をつくした合意の形成とともに、他方、多くの案件を円滑に処理する必要がある。しかし、現実には慣例による拘束や与野党の対立に起因する審議・採決の遅延などにより、能率的・効率的な運営がなされていない。そのためには、予算委員会への大臣全員の出席義務など非効率な慣例を見直すこと。提出議案は委員会へ即時に付託すること。表決に押しボタン式投票制度を導入すること、などが必要である。また、国会はその時々的重要な国政課題に対処する必要があり、会期の延長や臨時国会の招集を機動的に行うべきである。

第四は、参議院としての独自の機能の発揮である。

参議院には、衆議院追随型ではない良識の府としてのチェック機能・補完機能が期待されている。衆議院だけでは十分に代表されていない利益や意見の代表、議員各自の見識や意見の反映などの独自性を発揮すべきである。そのためには、衆参両院にまたがる党議による拘束を緩和すること。特色ある審議がなされるよう、長期的・総合的案件の参議院先議を増やすこと。縦割り行政の弊害を国会から是正していくためにも、国会法を改正して行政組織横断的な常任委員会を設置すること、などが必要である。また、参議院議員の選挙制度も改革すべきである。

第五は、テレビ中継など情報発信の充実である。

国会は、本会議の政府演説や代表質問のほか、予算委員会や重要法案の審議がテレビで中継されている。しかし、大部分は国民に知られていない。国会は国民に開かれた機関であるべきである。この点、政治に対する国民の関心の増大、直接監視の強化による国会審議の内容の充実を図るために、テレビ中継の一層の自由化と充実が必要である。また新聞については、与野党対立や自民党内の派閥抗争といったホットイッシュだけでなく、それぞれの委員会で何が審議され、どのような議論が展開されているのか、状況のより詳細な報道が期待される。

おわりに

政治に対する国民の信頼を回復するためにも、政治改革の実行は待ったなしの状況にある。宮沢首相の施政方針演説のとおり「今日の後に今日なし」の覚悟で、今国会において十分な討議をつくし、是非とも抜本的な改革法案を成立させてもらいたい。

改革案をまとめるだけで、その具体化を先送りするという、これまでの愚は決して繰り返すべきではない。仮に、今国会で抜本的改革を見ない場合は、広く国民の意思を反映させた、首相に対する第三者諮問機関（政治家は除く）を設置し、その答申を尊重した立法を行うことを強く望む。

政治改革が実行されても、現在の中央集権の行政システムや生産者の利益を念頭においた行政が変わらない限り、中央と地方、行政と業界・企業の間で利益を仲介する小政治の役割は残る。逆に、行政改革・地方分権が進んだとしても、政治が変わらなければ、官僚主導の国会が続くことになる。

政治改革は行政改革、地方分権といわば三位一体の関係にあり、この三大改革が同時並行的に進むことが必要である。政治が果たすべき機能は、これら改革に対して強いリーダーシップを発揮することで、相乗効果を生ませ、改革全体としての実をあげることである。

我々経済人は提言するだけではない。歴史の転換点を乗り切るために、政治をはじめシステム全体の改革を積極的に支援するとともに、改革の中で自らの役割と責任を認識して具体的に行動する。

以上

本提言は、平成4年11月20日、大阪で開催された第50回西日本経済同友会大会で採択された「政治改革・大阪アピール」に基づき、関西経済同友会の基本問題部会の委員、会務執行組織の部会長・副部会長、企画調査組織の委員長を対象に本年1月に行ったアンケート調査をベースにして取りまとめたものである。

基本問題部会

部会長	山井	本上	信義	孝國	三和銀行	(敬称略)	
	秋石	山橋	喜穀	久一	ダイキン工業	副頭取	副社長
委員	井臼	上井	孝	收之	関西電力	社長	社長
	井臼	井藤	義	剛一	大和ハウス工業	副社長	副社長
	遠川	勝田	泰	司	住友生命保険	副頭取	特別顧問
	寺	永井	千代	乃	住友生命保険	副頭取	社長
	豊	村本	惠	哉	大南海電気鉄道	社長	社長
	鳥	瀬野	信	一郎	アートコーポレーション	社長	社長
	能		龍	太郎	松下電器産業	専	社長
	橋		壽	守	サントリ	社長	社長
	原		栄	治	太陽工業	副社長	副社長
	村		大	一	丸友金属工業	副社長	専務
	山				住友大阪電機	専務	副社長
					三洋電機	(以上)	常任幹事
	井井	植手	正敏	敏敬	三洋電機	会長	社長
	浦上	河原	三哲	臣郎	西日本旅客鉄道	社長	社長
	小川	上村	光康	一郎	住友生命総合研究所	社長	社長
	木	宮井	基壽	一男	住友電気工業	専務	社長
	新菅	井橋	昭昌	裕常	住友金属工業	専務	社長
	高谷	井村	昌經	雄平	阪急電機	副社長	副社長
	野	部切	民清	治喜	日本生命保険	特別顧問	社長
	服堀	森吉	倬新	二也	松下電器産業	社長	専務
	吉領	木	里	一郎	松ダ	専務	社長
					関西国際空港	副会長	副会長
					住友信託銀行	副会長	専務
					伊藤忠商事	専務	社長
					大阪ガ	専務	社長
					三	専務	社長
事務局	萩	尾	千	里	関西経済同友会	常任幹事	事務局

第三章

アンケート集計表

政治改革アンケート集計表

実施期間：93. 1. 7 ～ 1. 26

回収率：92. 5% (40/42)

(重複回答・無回答有り)

【政治とカネの関係の改革】

Q 1

カネにまつわる政治のスキャンダルが後を絶ちません。スキャンダルが発生する根本的原因はどこにあると思いますか。重要と思われるもの2つを選んで下さい。

- | | |
|----------------------------------|---------|
| ①政治家の倫理に問題がある。 | (32.5%) |
| ②政治に利権を求める支持者や業界、企業に問題がある。 | (52.5%) |
| ③選挙制度をはじめ政治システムそのものに問題がある。 | (77.5%) |
| ④権限を持ち過ぎた行政と議員が結びついているところに問題がある。 | (42.5%) |
| ⑤その他 | (7.5%) |

Q 2

政治とカネの関係を清潔にするためには、ザル法と言われている政治資金規正法の規定を厳しいものに改正すべきである。

- | | |
|------|---------|
| ①賛成 | (87.5%) |
| ②反対 | (2.5%) |
| ③その他 | (10.0%) |

Q 2 - 1

Q 2で①とお答えになった方にお伺いします。

政治資金収入の公開基準は「百万円を超えるもの」となっていますが、公開基準を大幅に引き下げ透明性を確保すべきである。

- | | |
|------|---------|
| ①賛成 | (75.0%) |
| ②反対 | (10.0%) |
| ③その他 | (5.0%) |

Q 2-2

Q 2で①とお答えになった方にお伺いします。

政治資金規正法違反に対しては、国会議員の資格剥奪や公民権停止など制裁を強化すべきである。

- | | |
|------|---------|
| ①賛成 | (75.0%) |
| ②反対 | (2.5%) |
| ③その他 | (10.0%) |

Q 3

必要な政治資金はどのように負担すべきだとお考えですか。

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| ①個人献金を中心にすべきである | (12.5%) |
| ②企業・団体の献金を中心にすべきである | (2.5%) |
| ③公的資金を中心にすべきである | (35.0%) |
| ④個人献金、企業・団体献金、公的資金、事業収入等でバランスをとるべきである | (57.5%) |
| ⑤その他 | (5.0%) |

Q 3-1

政治家のカネ集めが腐敗政治につながらないように、公的助成制度を導入することが望ましい。但し、総額は抑制するとともに、資金使途は厳密にチェックを行うものとします。

- | | |
|----------|---------|
| ①そう思う | (80.0%) |
| ②そうは思わない | (12.5%) |
| ③その他 | (2.5%) |

Q 4

政治とカネの関係を根本的に是正するためには、政治資金規正法の改正に加え、選挙制度、行政制度、国会の制度などシステム全体を改革すべきである。

- | | |
|------|--------|
| ①賛成 | (100%) |
| ②反対 | (0%) |
| ③その他 | (0%) |

【選挙制度の改革】

Q 5

現在の選挙制度の問題点として、重要だとお考えの項目をすべて選んでください。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ①政策本位の選挙になっていない | (82.5%) |
| ②選挙における公約が形骸化している | (25.0%) |
| ③金権政治を助長している | (47.5%) |
| ④政治家がカネ集めと票集めに忙殺され本来の仕事が十分にできない | (77.5%) |
| ⑤自民党の派閥政治を助長し、政党の機能を低下させている | (52.5%) |
| ⑥政権交代の緊張感が与野党ともにない | (77.5%) |
| ⑦見識や能力ある政治家が出にくい | (60.0%) |
| ⑧地元の世話役でないと当選しにくい | (25.0%) |
| ⑨その他 | (2.5%) |

Q 5 - 1

衆議院議員の選挙制度を改革するとすれば、どのような制度が望ましいと思いますか。

- | | |
|---------------|---------|
| ①単純小選挙区制 | (35.0%) |
| ②小選挙区比例代表並立制 | (50.0%) |
| ③小選挙区比例代表併用制 | (5.0%) |
| ④現在の中選挙区制の手直し | (7.5%) |
| ⑤大選挙区の比例代表制 | (0%) |
| ⑥その他 | (5.0%) |

Q 5 - 2

衆議院議員の望ましい定数は、

- | | |
|------------------------|--------------|
| ①現在の511人より増やし [人] 程度 | (0%) |
| ②現在の511人 | (7.5%) |
| ③公職選挙法の本則471人 | (60.0%) |
| ④471人よりさらに減らし [人] 程度 | 300人 (12.5%) |
| | 400 (5.0%) |
| | 250 (2.5%) |
| ⑤その他 | (10.0%) |

Q 6

衆議院議員の選挙制度と併せて、参議院議員の選挙制度も見直すべきである。

- | | |
|-----|---------|
| ①賛成 | (90.0%) |
| ②反対 | (10.0%) |

Q 7

公職選挙法を改正し、選挙違反について当選無効、公民権停止といった罰則を強化すれば、腐敗行為の減少や政治倫理の確立に効果があると思いますか。

- | | |
|----------|---------|
| ①そう思う | (80.0%) |
| ②そうは思わない | (12.5%) |
| ③その他 | (7.5%) |

【国会の改革】

Q 8

現在の国会のありかたについて、問題であるとお考えの項目をすべて選んでください。

- | | |
|------------------------------|---------|
| ①政策形成という本来の機能を欠いている | (95.0%) |
| ②政府提出の法案の処理機関になりさがっている | (47.5%) |
| ③野党の政策提示能力が低い | (70.0%) |
| ④議員同士の自主的な討議がされていない | (65.0%) |
| ⑤政府委員が多用され過ぎている | (45.0%) |
| ⑥国対政治がはびこり国会の運営が国民にとって分かりにくい | (72.5%) |
| ⑦能率的・効率的な審議がされていない | (80.0%) |
| ⑧慣例・前例に縛られている | (30.0%) |
| ⑨その他 | (15.0%) |

Q 9

国会における法案は政府提案が大部分を占めていますが、国会の政策形成機能を強化するために議員立法を促進すべきである。

- | | |
|------|---------|
| ①賛成 | (92.5%) |
| ②反対 | (0%) |
| ③その他 | (7.5%) |

Q 9 - 1

議員立法を促進するためには、秘書などスタッフの充実とともに政府の情報を積極的に公開すべきである。

- | | |
|------|---------|
| ①賛成 | (97.5%) |
| ②反対 | (2.5%) |
| ③その他 | (10.0%) |

Q 10

政府法案は事前に与党の審査を受け党議決定の後、閣議決定され国会に提出されます。このため与党は法案の通過に重点を置き、一方、政策の形成過程から阻害されていた野党は政府案に反対することによりその存在意義を高めようとするのがしばしばです。この結果、国会審議が十分になされず空洞化したり、形式的になるという問題があります。

重要な案件については、政府が法案を立案する前に、基本方針について与野党が委員会で討議できるようにすべきである。

- | | |
|------|---------|
| ①賛成 | (67.5%) |
| ②反対 | (20.0%) |
| ③その他 | (15.0%) |

Q10-1

国会議論を活性化するためには、政党の党議拘束を大幅に緩和して議員に自由な発言を保障すべきである。

- | | |
|------|---------|
| ①賛成 | (92.5%) |
| ②反対 | (5.0%) |
| ③その他 | (2.5%) |

Q10-2

政府案に反対であれば、野党も対案を出し双方の法案を並行して審議すべきである。

- | | |
|------|---------|
| ①賛成 | (92.5%) |
| ②反対 | (5.0%) |
| ③その他 | (2.5%) |

Q11

政府法案の質疑で政府委員（官僚）による答弁が多用されています。政治家の議論を促進するためには、

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ①答弁は基本的に大臣もしくは政務次官に限定すべきである | (55.0%) |
| ②現在のままでよい | (22.5%) |
| ③その他 | (17.5%) |

Q12

国会が閉会されると法案は審議未了廃案となります。このため野党はスケジュール闘争という手段に訴えることがしばしばです。討議、審議をつくすためにも、またその時々、の国政課題に機動的に対応するためにも、国会は常にか開かれていることが望ましい。

- | | |
|----------|---------|
| ①そう思う | (25.0%) |
| ②そうは思わない | (50.0%) |
| ③その他 | (22.5%) |

Q 1 3

政治改革の中身を国民の意見を反映した実のあるものにするためには、政治改革に関する首相の諮問機関（政治家を除く）を設置し、その答申を尊重した立法を行うべきである。

- | | |
|----------|---------|
| ①そう思う | (90.0%) |
| ②そうは思わない | (7.5%) |
| ③その他 | (2.5%) |

Q 1 4

政治家こそ年功ではなく、見識、能力、指導力によって登用されるべきで、政党内、特に自民党内における当選回数による年功序列制は廃止すべきである。

- | | |
|----------|---------|
| ①そう思う | (90.0%) |
| ②そうは思わない | (2.5%) |
| ③その他 | (7.5%) |

◎本アンケートは、本会基本問題部会委員、会務執行組織の部会長・副部会長、企画調査組織委員長 の回答によるものである。

以 上

政治改革アンケート発送先名簿

回収率95.2% (40/42)

◎基本問題部会

				(敬称略)			
委 員	秋 石	山 橋	喜 毅	久 一	関 西	電 力	社 長
"	井 臼	上 井	孝 之	收 之	大 和	工 業	副 社 長
"	臼 臼	井 井	義 剛	剛 一	住 友	命 保 險	副 頭 取
"	遠 川	藤 勝	義 泰	司 乃	住 友	命 保 險	特別顧問
"	寺 田	永 井	千 代	哉 一郎	大 南	銀 行	副 頭 取
"	豊 鳥	能 村	信 龍	太郎	ア-トコ-ボレ-ション	鐵 道	社 長
"	橋 本	瀬 野	壽 栄	守 治	7-トコ-ボレ-ション	産 業	社 長
"	原 村	山 萩	千 里	敏 敬	松 下	工 業	専 務
"				臣 一郎	サ ン ト リ	一 業	社 長
"				郎 一	太 陽	工 業	会 長
"				男 裕	丸 紅	紅 業	副 社 長
"				常 雄	住 友	工 業	副 社 長
"				平 治	大 阪	ガ ス	専 務
"				喜 二	三 洋	電 機	副 社 長
"				也 一郎	関 西	同 友 会	事務局長
				(以上		常任幹事)	
"	井 浦	植 手	正 敏	敏 敬	三 西	電 機	会 長
"	小 河	上 原	三 哲	臣 一郎	日 本	旅 客	社 長
"	川 木	村 宮	光 康	郎 一	住 友	生 命	社 長
"	新 菅	井 橋	基 壽	男 裕	大 和	銀 總	社 長
"	高 谷	井 村	昭 昌	雄 平	住 友	電 氣	会 長
"	野 服	堀 森	清 倬	新一郎	住 友	商 工	専 務
"	吉 領				住 友	金 属	会 長
"					阪 急	電 工	副 社 長
"					日 本	命 保 險	特 命顧問
"					松 下	産 業	社 長
"					ダ イ	エ ー	専 務
"					関 西	國 際	社 長
"					住 友	信 託	副 會 長
"					関 伊	西 忠	副 會 長
"					大 阪	ガ	専 務
"						ス	長

◎国際交流部会

副部会長	雑賀正平	三和銀行	専務
"	杉山信	住友電気工業	専務
"	三好成一	丸紅	顧問
"	湯浅勲子	千里文化財団	専務理事

◎21世紀を考える部会

副部会長	井上和夫	近畿日本鉄道	専務
"	高畠康雄	鴻池運輸	専務

◎企画調査組織委員長

企業経営	柿原武	大阪ガス	専務
中堅企業	佐藤功	昭和丸筒	社長
文化と経済	関淳	松下電器産業	常務
情報化社会	吉山文雄	関西国際空港ビルディング	社長
教育改革	渡部周治	関西電力	副社長

関西経済同友会基本問題部会・政治改革に関するアンケート（その２）集計表

実施期間：93. 4. 20～4. 28

回収率：77. 3%（34／44）

本年1月、基本問題部会は「政治改革に関する提言」のなかで衆議院議員の選挙制度として、「小選挙区制の導入を基本とし、これに比例代表制を加味した制度」の導入が望ましいと提言いたしました。現在、国会では政治改革を巡る議論が本格化しておりますが、自民党は単純小選挙区制を、社会・公明党は小選挙区比例代表併用制（実質的に比例代表制）をそれぞれ提唱し、対立しています。

Q 1.

本年1月に実施しました政治改革アンケートでは、衆議院議員の選挙制度として、単純小選挙区制、小選挙区比例代表並立制に高い支持がございました。その後、民社党からは都道府県単位の比例代表制、民間政治臨調からは小選挙区比例代表連用制がそれぞれ提唱されています。望ましい選挙制度について改めてお伺いします。望ましい選挙制度は、

		(前回)	(今回)
① 単純小選挙区制	～自民党案	(35.0%)	(17.6%)
② 小選挙区比例代表並立制	～第8次選挙制度審議会	(50.0%)	(50.0%)
③ 小選挙区比例代表併用制	～社会・公明党案	(5.0%)	(0%)
④ 現在の中選挙区制の手直し		(7.5%)	(0%)
⑤ 都道府県単位の比例代表制	～民社党案	—	(0%)
⑥ 小選挙区比例代表連用制	～民間政治臨調案	—	(26.5%)
⑦ その他			(5.9%)

Q 2.

政治改革の実現のために、与野党は歩み寄り、国民が納得する妥協案を成立させるべきである。

① そう思う。	(88.2%)
② そうは思わない。	(5.9%)
③ その他。	(2.9%)

Q 3.

与野党の妥協案として、小選挙区比例代表並立制を導入するとした場合、仮に定数を500とすれば、小選挙区と比例代表の定数は以下のどの配分が望ましいとお考えですか。

- | | | |
|----------------|--------------|---------|
| ① 小選挙区 400 人 | 比例代表 100 人 | (23.5%) |
| ② 小選挙区 300 人 | 比例代表 200 人 | (58.8%) |
| ③ 小選挙区 250 人 | 比例代表 250 人 | (8.8%) |
| ④ 小選挙区 200 人 | 比例代表 300 人 | (2.9%) |
| ⑤ 小選挙区 [350] 人 | 比例代表 [150] 人 | (2.9%) |

Q 3-1.

小選挙区比例代表並立制の比例代表選挙の単位は、以下のどれが望ましいお考えですか。

- | | |
|----------------------------|---------|
| ① 全国を1単位とする。 | (20.6%) |
| ② 近畿、九州、東北などの広域ブロックを単位とする。 | (55.9%) |
| ③ 都道府県をそれぞれ1単位とする。 | (20.6%) |
| ④ その他。 | (0 %) |

Q 4.

Q 1で⑥以外にお答えになった方、(連用制に消極的な方)にお伺いします。自民党、社会・公明党の双方の案が相打ちになり、政治改革の実現が遠のくことを避ける意味から、小選挙区比例代表連用制が与野党の妥協案となることを期待する意見もあります。この連用制についてお伺いします。

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| ①連用制は好ましくない。 | (16.7%) |
| ②政治改革の実効があがるのであれば、最終的に連用制の導入も止むを得ない。 | (79.2%) |
| ③その他。 | (4.1%) |

Q 5.

政治改革は今国会の会期中に必ず実現させるべきものでありますが、仮に実現を見ない場合に、国会はどのように対応すべきだとお考えですか。

- ① 会期を延長してでも議論をつくし、国民が納得する改革案を成立させるべき。(88.2%)
- ② 継続審議とし、次期国会で審議することも止むを得ない。(8.8%)
- ③ その他。(2.9%)

Q 6.

先の提言では、「政治資金制度の改革は選挙制度の改革と相俟って行うことが必要である」と主張しております。仮に選挙制度の改革について与野党の折衝が膠着化した場合の対応策について、一部には、政治資金規制法改正などを分離して先行処理すべきだとの意見もありますが、どのようにお考えですか。

- ① 政治改革関連法案は相互に密接な関係があり、あくまでも一括処理を目指すべきである。(58.8%)
- ② 与野党合意のできたものは、選挙制度の改革から分離して処理することも止む得ない。(41.2%)
- ③ その他。(0 %)

Q 7.

政治改革関連法案の行方次第では、自民党が割れ野党を巻き込んだ形での政界再編の可能性も指摘されております。こうした政界再編について、どのようにお考えですか。

- ① 政界再編は政局の不安定をもたらし望ましくない。(5.9%)
- ② 政界再編は止む得ない。(29.4%)
- ③ 改革指向の政界再編を支持する。(64.7%)
- ④ その他。(0 %)

※重複回答・無回答あり

政治改革に関するアンケート（その2）発送先名簿

回収率75.0%（33/44）

◎基本問題部会

（敬称略）

、部会長	山本信孝 井上義國	三和銀行 ダイキン工業	副頭取 副社長
委員	秋山喜久	関西電力	社長
"	石橋毅一	大和ハウス工業	会長
"	井上 收	日本生命保険	副社長
"	臼井孝之	住友銀行	副頭取
"	臼井 剛	住友生命保険	特別顧問
"	遠藤義一	大和銀行	副頭取
"	川勝泰司	南海電気鉄道	社長
"	寺田千代乃	オートコ-ボレ-ション	社長
"	豊永恵哉	松下電器産業	専務
"	鳥井信一郎	サントリー	社長
"	能村龍太郎	太陽工業	会長
"	橋本 守	丸 紅	副社長
"	原 壽治	住友金属工業	副社長
"	村瀬栄一	大阪ガス	専務
"	山野大	三洋電機	副会長
"	萩尾千里	関西経済同友会	事務局長
"		（以上 常任幹事）	
"	井植 敏	三洋電機	会長
"	井手正敬	西日本旅客鉄道	社長
"	浦上敏臣	住友生命保険	社長
"	小河原三郎	大和銀総合研究所	社長
"	川上哲郎	住友電気工業	会長
"	木村光一	住友商事	専務
"	新宮康男	住友金属工業	会長
"	菅井基裕	阪急電鉄	副社長
"	高橋壽常	日本生命保険	特命顧問
"	高谷井昭雄	松下電器産業	相談役
"	野村昌平	ダイエー	専務
"	服部経治	関西国際空港	社長
"	堀切民喜二	住友信託銀行	副会長
"	森井清二	関西電力	副会長
"	吉田倬也	伊藤忠商事	専務
"	領木新一郎	大阪ガス	社長

◎国際交流部会

副部会長 杉 山 信
" 三 好 成 一
" 湯 浅 観 子

住友電気工業
丸 紅
千里文化財団

専 務
顧 問
専務理事

◎21世紀を考える部会

副部会長 井 上 和 夫
" 高 畠 康 雄

近畿日本鉄道
鴻 池 運 輸

専 務
専 務

◎企画調査組織委員長

企業経営 柿 原 武
中堅企業 佐 藤 功
文化と経済 関 淳
情報化社会 吉 山 文 雄
教育改革 渡 部 周 治

大 阪 ガ ス
昭 和 丸 筒
松下電器産業
関西国際空港ビルディング
関 西 電 力

専 務
社 長
常 務
社 長
副 社 長

政治改革に関する提言

平成5年2月25日発行

発行者 社団法人 関西経済同友会

常任幹事 萩 尾 千 里
事務局長

大阪市北区中之島6-2-27

電話 (06) 441-1031

印刷所 東洋印刷製本株式会社

大阪市東住吉区桑津4-6-17
